

事業実施規程

(令和4年4月20日改正)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人浪速工業会の定款第4条に基づき、この法人の事業決定に関し必要な事項を定める。

(寄付事業)

第2条 この法人の寄付事業は、法人の会員が提案権を有する。提案する会員は、趣意書に下記事項を記載し、理事会に提案しなければならない。

(1) 寄付の目的

(2) 寄付の金額または、品目及び数量等。

2 理事会は、下記基準いずれかを満たしたものにつき、寄付の可否を決議する。

(1) 大阪府立都島工業高等学校に関する寄付。

(2) 認定法第5条第17号に関する寄付。

(3) 前2項に準ずる寄付。

(表彰事業)

第3条 この法人の表彰事業は、法人の会員が提案権を有し、理事会で決議する。

(講演会等)

第4条 この法人の講演会及びセミナーの開催は、法人の会員が提案権を有し、理事会で決議する。

(地域事業の協賛)

第5条 この法人の地域事業の協賛に関する事業は、法人の会員が提案権を有し、理事会で決議する。

(事業の委託)

第6条 この法人の表彰事業、講演会及びセミナーの開催は、部会に委託することができる。

(実施細目)

第7条 この規程について必要な事項は、別に定める。

補 則

第8条 本規程に変更の必要あるときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

本規程は令和4年4月1日より施行する。